

国保・後期高齢者資格確認書等を更新します



■新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在お持ちの資格確認書等は7月31日が有効期限です。年齢やマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）の登録有無によって送付するものが異なります。

新しい資格確認書等は**7月末に送付**します。書類が届いたら、内容をご確認ください。

有効期限が切れた受給者証は各自で破棄してください。

◎国民健康保険に加入している人

マイナ保険証	送付するもの
あり	資格情報のお知らせ
なし	資格確認書

※負担割合判定の対象となる70歳から74歳までの人には負担割合が記載されています。

◎後期高齢者医療保険に加入している人

今年の8月1日から制度が変わり、年齢やマイナ保険証の登録有無によって送付するものが異なります。

▶送付対象者

①75歳以上の人、②一定の障がいがあると認定された65歳から75歳未満の人

マイナ保険証	送付するもの	
あり	65～84歳	資格情報のお知らせ
	85歳～	資格確認書
なし	全員	資格確認書

※マイナ保険証をお持ちの65歳から84歳までの人には、従来の資格確認書（水色の用紙）は送付されませんので、病院を受診する際はマイナ保険証で受診することとなります。

なお、マイナ保険証での受診が難しい人は、役場住民課で申請することにより、資格確認書の交付を受けることができますので、住民課窓口にご相談ください。

◎限度額適用認定証は手続きが必要です

手術や入院等により医療費が高額になりそうなときに必要となる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付しています。必要な場合は新しい資格確認書等を持参のうえ、**8月1日以降に**住民課窓口へ申請してください。

マイナ保険証を利用すれば上記の申請は不要となり、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひご利用ください。

■福祉医療受給者証を更新します

子ども、ひとり親家庭、寡婦、重度心身障がい者の福祉医療受給者証は7月31日が有効期限です。8月からの新しい受給者証は**7月末に送付**します。

◎医療費助成に係る適正受診のお願い

金ケ崎町では、高校生年齢（18歳到達後初めて迎える3月31日）までの子ども、ひとり親家庭、重い障がいのある人などが、病気やケガをしたときに安心して病院などを受診していただけるよう、保険診療の医療費自己負担額の助成をしています。しかし、医療費は年々増加傾向にあるため、限られた財源を有効に活用できるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■適正な受診のために

▶かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、健康に関する相談ができ、必要なときは専門の病院を紹介してくれる身近な医院やクリニックの医師のことです。体調が悪くなったなら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

・小児救急電話相談 #8000

（午後7時から翌朝8時まで 年中無休）

▶ジェネリック医薬品を活用しましょう

問 住民課国保年金係（内線 2121）